

火災予防分野における点検技術評価指針

令和 6 年 3 月 25 日

一部改定 令和 7 年 3 月 17 日

火災予防分野における点検技術評価会議開催要綱第 2 条に基づき、「火災予防分野における点検技術評価会議」（以下「評価会議」という。）における評価に関して必要な事項を次のとおり定める。

（評価の対象）

第 1 条 評価の対象は、次に掲げる点検に活用することができる技術であり、従来の点検方法に代えることができるもの又は効率化、省人化等に寄与するものとする。

- （１）消防法第 8 条の 2 の 2 の規定による防火対象物の点検
- （２）消防法第 17 条の 3 の 3 の規定による消防用設備等の点検
- （３）消防法第 36 条第 1 項において準用する消防法第 8 条の 2 の 2 の規定による防災管理対象物の点検

（評価申請に係る手続）

第 2 条 評価を受けようとする者は、点検技術評価申請書（様式第 1 号）及び添付図書を消防庁予防課に提出するものとする。

（評価項目）

第 3 条 評価会議においては、次の項目について評価するものとする。

- （１）点検基準の項目を確認できるか。
- （２）点検作業の工程において、周囲の人員や物品に危害を及ぼさないか。
- （３）既存の施設、設備等に悪影響を及ぼさないか。
- （４）使用方法が明確になっているか。
- （５）点検現場で実用に足るか。
- （６）点検の効率化等に寄与するか。

（評価結果）

第 4 条 評価会議において、前条各号に定める項目により評価を行い、出席した全ての構成員から総合評価で可を得た点検技術については、「火災予防分野における技術カタログ」に掲載し、消防庁ホームページにおいて公表するものとする。